○東北地方整備局告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場地内）

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県盛岡市羽場14地割地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県盛岡市本宮字小幅地内から同市羽場７地割地内までの延長3,150ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道盛岡和賀線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道盛岡和賀線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、岩手県盛岡市を起点とし、花巻市等を経て北上市に至る延長約51㎞の幹線道路であり、盛岡都市圏の通勤・通学や物流を担うとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において緊急輸送道路に指定されており、防災上も重要な路線となっている。

しかしながら、盛岡市下太田田端地内から同市羽場７地割地内までの本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線道路であり、右折車線の整備が十分でないことなどから交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、盛岡市中太田地内で14,611台／日、混雑度1.34となっている。

本件事業は、起点側の延長1,800ｍ区間に４車線のバイパスを建設し、終点側の延長1,350ｍ区間については現道を４車線に拡幅するものであり、本件事業の完成により、起点側の区間において自動車交通が分散するとともに、終点側の区間においても十分な交通容量が確保されることから、現道の交通混雑が緩和されると認められる。また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める規格を満たす良好な道路の整備により、年間を通した安全かつ円滑な交通が確保されると認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が任意に平成17年度に環境影響調査を実施しており、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。また、計画交通量の見直し等を踏まえ、起業者が照査したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

起業者が実施した文献調査及び有識者への確認等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が８箇所存在するが、起業者は岩手県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令によ

る第４種第１級の規格に基づき、４車線のバイパスの建設及び現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和13年3月5日に決定され、平成14年6月28日付けで変更決定された都市計画と交差点部の幅員及びのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、盛岡市長等より、本件事業の整備促進について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県盛岡市役所